

平成28年7月19日

平成27年度過労死等の公務災害補償状況について

人事院は、一般職の国家公務員について、平成27年度の過労死等の公務災害の補償状況を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

【ポイント】

- 1 脳・心臓疾患に関する事案の公務災害補償状況
 - 協議件数は7件(前年度6件)であり、認定件数は1件(同4件)となっています。
 - 職種別では、一般行政職が協議件数4件(前年度5件)、認定件数1件(同2件)で最も多くなっています。
- 2 精神疾患等に関する事案の公務災害補償状況
 - 協議件数は23件(前年度22件)であり、認定件数は9件(同10件)となっています。
 - 職種別では、一般行政職が協議件数14件(前年度14件)、認定件数4件(同5件)で最も多く、次いで医療職が協議件数4件(同6件)、認定件数3件(同4件)、公安職が協議件数4件(同2件)、認定件数1件(同1件)と多くなっています。
 - 業務負荷の類型別の認定件数は、セクシュアル・ハラスメント3件(前年度3件)、公務に関連する異常な出来事への遭遇3件(同2件)となっています。

詳細は、別紙のとおりです。

注1 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

2 協議件数は平成27年度に受け付けた件数であり、認定件数には平成27年度以前に協議のあった件数を含みます。

表1-1 脳・心臓疾患の一般職国家公務員の公務災害補償状況

区分		年度				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
脳・心臓疾患	協議件数	11	9	6	6	7
	判断件数	11	15	9	7	3
	うち認定件数	3	7	5	4	1
	(認定件数の占める割合)	(27.3%)	(46.7%)	(55.6%)	(57.1%)	(33.3%)
うち死亡	協議件数	4	4	1	1	1
	判断件数	4	6	6	1	1
	うち認定件数	0	3	3	1	1
	(認定件数の占める割合)	(0.0%)	(50.0%)	(50.0%)	(100.0%)	(100.0%)

【審査申立事案の容認判定状況】

平成23年度～平成27年度の間容認判定件数は0件であった。

- 注 1 本表は、人事院規則16-0(職員の災害補償)別表第1第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
- 2 「協議件数」は、各府省が脳・心臓疾患の公務上外認定に当たって、事前に行うこととされている人事院への協議が行われた件数で、当該年度内に受け付けた件数である。
- 3 「判断件数」は、当該年度内に公務上又は公務外の判断を行った件数で、当該年度以前に協議があったものや審査申立てにより公務上の災害とすべきとされ、当該年度内に改めて判断した件数を含む。
- 4 「認定件数」は、判断件数のうち「公務上」と認定した件数である。
- 5 「認定件数の占める割合」は、「認定件数」を「判断件数」で除した割合である。
- 6 審査申立事案の「容認判定」とは、審査申立てにより公務上の災害とすべき(容認)と判定された件数である。

図1 脳・心臓疾患に係る協議、判断及び認定件数の推移

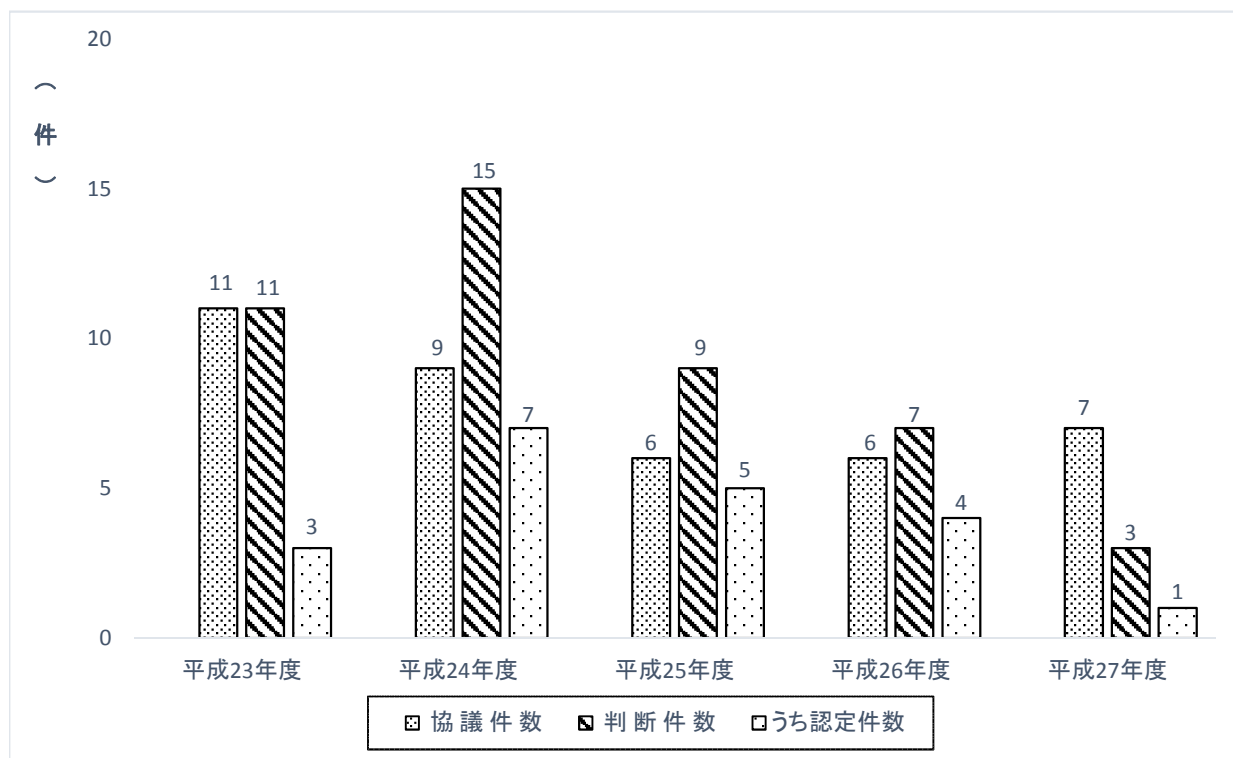


表1-2 脳・心臓疾患の職種別協議、判断及び認定件数

職 種	年 度	平成26年度			平成27年度		
		協議件数	判断件数		協議件数	判断件数	
			うち認定件数			うち認定件数	
一 般 行 政 職		5	3	2	4	3	1
専 門 行 政 職		0	0	0	0	0	0
公 安 職		0	1	0	1	0	0
教 育 職		0	1	0	0	0	0
研 究 職		0	0	0	0	0	0
医 療 職		1	2	2	1	0	0
福 祉 職		0	0	0	0	0	0
指 定 職		0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	1	0	0
合 計		6	7	4	7	3	1

注 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一般行政職：②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職：航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職：刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職：海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職：研究所研究員等
- ⑥ 医療職：医師、看護師等
- ⑦ 福祉職：児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職：事務次官、局長等
- ⑨ その他：検察官、本府省参与等

表1-3 脳・心臓疾患の年齢別協議、判断及び認定件数

年 齢	年 度	平成26年度						平成27年度					
		協議件数		判断件数				協議件数		判断件数			
						うち認定件数						うち認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19 歳 以 下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 ～ 39 歳		0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
40 ～ 49 歳		3	1	3	0	2	0	4	1	2	1	1	1
50 ～ 59 歳		2	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0
60 歳 以 上		1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6	1	7	1	4	1	7	1	3	1	1	1

表1-4 脳・心臓疾患の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		0	0	0	0
20時間以上～40時間未満		0	0	0	0
40時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		0	0	0	0
80時間以上～100時間未満		2	1	0	0
100時間以上		0	0	0	0
その他		2	0	1	1
合 計		4	1	1	1

注1 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。

2 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

表1-5 脳・心臓疾患の常勤・非常勤別判断及び認定件数

区分	年度	平成26年度				平成27年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
常勤職員		7	1	4	1	2	1	1	1
非常勤職員		0	0	0	0	1	0	0	0
合 計		7	1	4	1	3	1	1	1

表2-1 精神疾患等の一般職国家公務員の公務災害補償状況

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
精神疾患等	協議件数		37	37	21	22	23
	判断件数		42	25	53	26	14
	うち認定件数 (認定件数の占める割合)		12 (28.6%)	6 (24.0%)	16 (30.2%)	10 (38.5%)	9 (64.3%)
うち死亡	協議件数		7	7	2	4	0
	判断件数		11	3	15	4	0
	うち認定件数 (認定件数の占める割合)		5 (45.5%)	0 (0.0%)	5 (33.3%)	2 (50.0%)	0 (-)

【審査申立事案の容認判定状況】

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
精神疾患等	容認判定件数		0	0	3	3	3
	うち死亡		0	0	1	1	1

- 注 1 本表は、人事院規則16-0(職員の災害補償)別表第1第9号に係る精神疾患等について集計したものである。
 2 「協議件数」は、各府省が精神疾患等の公務上外認定に当たって、事前に行うこととされている人事院への協議が行われた件数で、当該年度内に受け付けた件数である。
 3 「判断件数」は、当該年度内に公務上又は公務外の判断を行った件数で、当該年度以前に協議があったものや審査申立てにより公務上の災害とすべきとされ、当該年度内に改めて判断した件数を含む。
 4 「認定件数」は、判断件数のうち「公務上」と認定した件数である。
 5 「認定件数の占める割合」は、「認定件数」を「判断件数」で除した割合である。
 6 審査申立事案の「容認判定」とは、審査申立てにより公務上の災害とすべき(容認)と判定された件数である。

図2 精神疾患等に係る協議、判断及び認定件数の推移

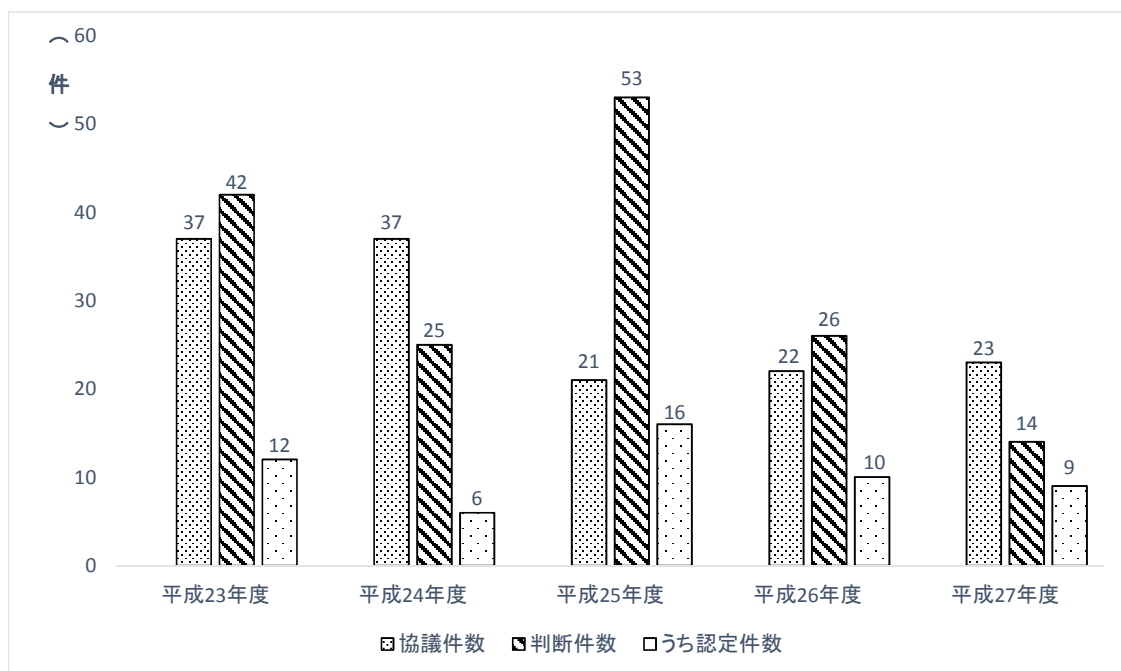


表2-2 精神疾患等の職種別協議、判断及び認定件数

職 種	年 度	平成26年度			平成27年度		
		協議件数	判断件数		協議件数	判断件数	
			うち認定件数	うち認定件数		うち認定件数	
一 般 行 政 職		14	14	5	14	7	4
専 門 行 政 職		0	0	0	1	0	0
公 安 職		2	5	1	4	3	1
教 育 職		0	0	0	0	1	1
研 究 職		0	0	0	0	0	0
医 療 職		6	7	4	4	3	3
福 祉 職		0	0	0	0	0	0
指 定 職		0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0	0
合 計		22	26	10	23	14	9

注 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一般行政職：②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職：航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職：刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職：海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職：研究所研究員等
- ⑥ 医療職：医師、看護師等
- ⑦ 福祉職：児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職：事務次官、局長等
- ⑨ その他：検察官、本府省参与等

表2-3 精神疾患等の年齢別協議、判断及び認定件数

年 齢	年 度	平成26年度						平成27年度					
		協議件数		判断件数		うち認定件数		協議件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
19 歳 以 下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳		7	1	3	0	3	0	3	0	3	0	2	0
30 ～ 39 歳		6	0	6	1	3	1	8	0	5	0	3	0
40 ～ 49 歳		8	2	11	1	3	1	8	0	6	0	4	0
50 ～ 59 歳		1	1	6	2	1	0	4	0	0	0	0	0
60 歳 以 上		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		22	4	26	4	10	2	23	0	14	0	9	0

表2-4 精神疾患等の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
20時間未満		1	0	0	0
20時間以上～40時間未満		1	1	1	0
40時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		1	1	1	0
80時間以上～100時間未満		1	0	0	0
100時間以上～120時間未満		0	0	0	0
120時間以上～140時間未満		0	0	1	0
140時間以上		2	0	0	0
その他		4	0	6	0
合計		10	2	9	0

注 「その他」の件数は、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められるものなど超過勤務時間を評価するまでもなく公務上の災害となると判断された事案の件数である。

表2-5 精神疾患等の常勤・非常勤別判断及び認定件数

区分	年度	平成26年度				平成27年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
常勤職員		26	4	10	2	11	0	8	0
非常勤職員		0	0	0	0	3	0	1	0
合計		26	4	10	2	14	0	9	0

表2-6 精神疾患等の業務負荷の類型別判断及び認定件数一覧

業務負荷の類型		平成26年度				平成27年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
1 仕事の量・質	仕事の内容	3	2	1	1	4	0	1	0
	仕事の量 (勤務時間の長さ)	5	1	3	0	3	0	2	0
	勤務形態	0	0	0	0	0	0	0	0
2 役割・地位等の変化	配置転換	0	0	0	0	0	0	0	0
	転勤	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇任	0	0	0	0	0	0	0	0
3 業務の執行体制		1	1	1	1	0	0	0	0
4 仕事の失敗、責任 問題の発生・対処	仕事の失敗	0	0	0	0	0	0	0	0
	不祥事の発生と対処	0	0	0	0	0	0	0	0
5 対人関係等の職場環境	職場でのトラブル	10	0	0	0	1	0	0	0
	セクシュアル・ハラスメント	3	0	3	0	3	0	3	0
6 公務に関連する異常な出来事への遭遇		4	0	2	0	3	0	3	0
7 その他		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		26	4	10	2	14	0	9	0

- 注 1 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務上の災害の認定について」(平成20年4月1日付け職補-114人事院事務総局職員福祉局長)の「別紙 精神疾患等の公務上災害の認定指針」の「別表 公務に関連する負荷の分析表」による。
- 2 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。
- 3 「公務に関連する異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事(通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの)に遭遇したものの件数である。
- 4 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

問 合 せ 先	職員福祉局補償課長	太田 清文
	同 課長補佐(総括)	伊藤 成俊
	電話 (03) 3581-2708 (直通)	
	(03) 3581-5311 (内線2580)	
	公平審査局首席審理官	荻野 剛
	電話 (03) 3581-1501 (直通)	
	(03) 3581-5311 (内線2752)	